

西宮市妊婦健康診査費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に基づく、妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健診」という。）が適切に実施されるよう、その費用の助成（以下「妊婦健診費用助成」という。）を行うことにより、妊娠時の異常等を早期に発見するなど適切な援助等を行い、母性の健康保持及び健康増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 妊婦健診費用助成の対象者は、西宮市に住民登録を行っている妊婦とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者を対象者とすることができる。

(対象となる妊婦健診)

第3条 妊婦健診とは、日本国内の医療機関（助産所を含む。）において行われる、各回に基本的な項目として妊娠月週数に応じた問診・診察、検査計測及び保健指導並びに妊娠期間中の適時に必要に応じた次の各号に定める測定及び医学的検査であって、住民となった日から出産の日までに行なわれるものとする。ただし、保険診療、妊娠判定及び診療を行わない検査についてはこの限りでない。

(1) 血圧・体重等の測定

(2) 尿化学検査

(3) 血液検査（血液型（ABO血液型・Rh血液型・不規則抗体）、血算、血糖、梅毒血清反応、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体等の検査）

(4) 超音波検査

(5) B群溶血性レンサ球菌検査

(6) その他医師が必要と判断する検査等

(助成額)

第4条 妊婦健診費用助成は、1回の妊娠につき、14回まで行うこととし、その額は100,000円を上限とする。

2 前項に規定する助成の内訳は、1回の健診につき、上限15,000円を3回、5,000円を11回とする。

3 他市町村で妊婦健診費用助成を行った後に転入した妊婦については、転入時点で妊娠30週以降の場合、妊婦健診費用助成は、1回の妊娠につき、9回まで行なうこととする。その内訳は、1回の健診につき、上限15,000円を2回、5,000円を7回とする。

4 対象者が多胎妊娠の場合は、前各項に規定にする助成に加え、5回まで追加で助成を行なうことができる。その内訳は、1回の健診につき、上限5,000円を5回とする。

(申請等)

第5条 妊婦健診費用助成を受けようとする者は、出産の日までに、別に定める「西宮市妊婦・産婦健康診査受診助成券、妊婦歯科検診受診券申請書」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、適正と認める場合は、西宮市妊婦健康診査受診助成券（以下「受診助成券」という。）を交付するものとする。

(助 成)

第6条 前条第2項により受診助成券の交付を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、別に西宮市と契約する医療機関(以下「契約医療機関」という。)において妊婦健診を受診したときは、契約医療機関に対し、受診助成券を提出するものとする。

2 市長は前項の規定により受診助成券の提出を受けた契約医療機関に対し、妊婦健診費用助成額を限度として、当該妊婦健診に係る費用を支払うものとする。

3 前項の規定による支払いがあったときは、助成対象者に対し、妊婦健診費用助成があったものとみなす。

4 契約医療機関において、受診助成券を提出せずに受診した助成対象者及び、契約医療機関以外の医療機関で妊婦健診を受診した助成対象者は、受診助成券に当該受診に係る領収書の原本、請求書、母子健康手帳等を添えて出産の日から6か月を経過する日までの間に市長に対し、妊婦健診費用助成の請求をすることができる。ただし、原則請求は1回限りとする。

5 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、償還払いの方法により妊婦健診費用助成を行なうものとする。

(再交付)

第7条 受診助成券の再交付を受けようとする者は、市長に対し「西宮市妊婦・産婦健康診査受診助成券、妊婦歯科検診受診券再交付申請書」を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、必要と認める枚数の受診助成券を再交付するものとする。

3 受診助成券の再交付を受けた者は、受診助成券の再交付を受けた後において、紛失した受診助成券を発見したときは、その紛失していた受診助成券を市長に返還しなければならない。

(返 還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者が判明したときは、その者から助成額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、医療機関又はその担当者が、偽りその他不正の行為により助成金を受け取ったときは返還を求めることができる。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年7月4日から実施する。

ただし、対象とする妊婦健診の適用期日は、平成18年7月1日からとする。

2 第2条の規定に関わらず、当分の間、災害救助法の適用を受けた地域(東京都の適用市町村は除く)の妊婦を対象者として、妊婦健康診査費用助成を行うことができる。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 20 日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日（以下、「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の「西宮市妊婦健康診査費用助成要綱」は、実施日以後に受診した妊婦健診について適用し、実施日前に受診した妊婦健診については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、現に改正前の第 6 条の規定により交付されている受診助成券は、改正後の第 5 条第 2 項の規定により交付されたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日（以下、「実施日」という。）から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の「西宮市妊婦健康診査費用助成要綱」は、実施日以後に受診した妊婦健診について適用し、実施日前に受診した妊婦健診については、従前の例による。
- 3 改正前の要綱により、この要綱の実施日前に受診助成券の交付を受けた者で、同日以後に引き続き同一妊娠に係る妊婦健康診査を受診する者に対して、西宮市妊婦健康診査受診助成補助券（以下「補助券」）を 2 枚交付する。補助券は、受診助成券と併用することによって 1 回の健診につき上限 9,800 円まで費用助成することができる。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日（以下、「実施日」という。）から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の「西宮市妊婦健康診査費用助成要綱」は、実施日以後に受診した妊婦健診について適用し、実施日前に受診した妊婦健診については、従前の例による。
- 3 改正前の要綱により、この要綱の実施日前に受診助成券の交付を受けた者で、同日以後に引き続き同一妊娠に係る妊婦健康診査を受診する者に対して、西宮市妊婦健康診査受診助成補助券（以下「補助券」）を3枚交付する。補助券は、市が指定する受診助成券と併用することによって1回の健診につき上限15,000円まで費用助成することができる。